

放課後等デイサービス運営規程

（事業の目的）

第1条 有限会社東京ヘルスケア機能訓練センターが設置する東京ヘルスケア学習運動センター（以下「事業所」という。）が行う指定放課後等デイサービスの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理 運営に関する事項を定め、事業所の指導員、保育士等（以下「従業者」という。）が、障害児に対し、適正な指定放課後等デイサービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 指定放課後等デイサービスの提供に当たっては、障害児が日常生活における基本動作を習得し、及び集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものとする。

- 2 従業者は、指定放課後等デイサービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、障害児又はその介護を行う者に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- 3 指定放課後等デイサービスの提供に当たっては、指導技術の進歩に対応し、適切な指導技術をもってサービスの提供を行う。
- 4 常に障害児の心身の状況を的確に把握するとともに、必要に応じ、当該障害児の心身の特性に応じた指定放課後等デイサービスの提供ができる体制を整える。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 東京ヘルスケア学習運動センター
- 二 所在地 東京都三鷹市下連雀2丁目24番8号アーデンコート三鷹101A

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。また、従業者に、児童福祉法に基づく指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を遵守させるために必要な指揮命令を行う。児童発達支援管理責任者と兼務する場合もある。

- 二 児童発達支援管理責任者 1名以上

児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、支援の具体的内容、サービスを提供する上での留意事項等を記載した個別支援計画を作成し、通所給付決定保護者に交付の上、同意を求める事や、他の従業者と協調、共同してその管理を行う。個別支援計画の作成後は、計画の実施状況の把握を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも6月に1回以上、計画の見直し及び必要に応じた変更を行う事や、他の従業者と協調、共同してその管理を行う。また、他の従業者に対する知識、技術指導及び助言、事業運営上必要な管理指導を行う。感染症等その他状況により、法人内その他事業所、自宅で勤務する場合がある。

- 三 児童指導員又は保育士 2名以上（うち1名以上は常勤）

個別支援計画に基づき、児童発達支援管理責任者の指示、指導を受け、他の従業者とも協調、共同して障害児及び障害児の保護者に対し適切なサービス提供、指導、管理業務を行う。児童発達支援管理責任者の業務補助を行う。感染症等その他状況により、法人内その他事業所、自宅で勤務する場合がある。

四 機能訓練担当職員 必要に応じて配置

機能訓練担当職員は、個別支援計画に基づき、障害児等に対し必要な機能訓練を行う。

五 指導員 必要に応じて配置

指導員は、個別支援計画に基づき、障害児等に対し適切に指導等を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日、営業時間は次のとおりとする。

	平 日	学 校 休 業 日	
		休日・祝日	(利用者の長期休暇)
営業日 (12/30～1/3を除く)	月・火・水・木・金	土・祝日	春・夏・冬休み
営業時間 (サービス提供時間) ※送迎時間を除く	営業時間 12:30～18:30 緊急事態措置の場合： 9:30～18:30 休憩時間 12:30～13:30 サービス提供時間 14:00～18:00 緊急事態措置、感染症予防で密を避ける場合 10:00～12:00 14:00～18:00	営業時間 9:30～18:30 休憩時間 12:30～13:30 サービス提供時間 10:00～12:00 14:00～18:00	営業時間 12:30～18:30 緊急事態措置の場合： 9:30～18:30 休憩時間 12:30～13:30 サービス提供時間 14:00～18:00 緊急事態措置、感染症予防で密を避ける場合 10:00～12:00 14:00～18:00

日曜日：営業なし

(利用定員)

第6条 利用定員は10名とする。

10名

(主たる対象者)

第7条 指定児童発達支援及び指定放課後等デイサービスを提供する主たる対象者は、〔重症心身障害以外〕の障害児とする。

(指定放課後等デイサービスの内容)

第8条 事業の内容は次のとおりとする。

一 個別支援計画の作成

二 日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練、その他必要な支援

(通所給付決定保護者から受領する費用)

第9条 指定放課後等デイサービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準額によるものとし、当該指定放課後等デイサービスが法定代理受領サービスであるときは、通所給付決定保護者の家計の負担能力等をしん酌して児童福祉法施行令において定める額とする。ただし、各区市町村が定める月額負担上限額の範囲内とする。

2 前項のほか、次に掲げる費用については利用者から徴収する。

提供するサービス	費用
食事代	食事提供の場合は実費
おやつ代	一食100円
個別創作活動材料費	実費
課外活動等の実施を行った場合の諸経費	実費

3 前2項の費用の額の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付することとする。

4 事業所は第2項の費用にかかるサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は東京都全域とする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第11条 サービスを利用するにあたって、通所給付決定保護者は宗教活動や営利を目的とした勧誘、暴力行為その他、他の通所給付決定保護者及び障害児に迷惑を及ぼす言動を行ってはならないものとする。

(緊急時等における対応方法)

第12条 従業者等は、指定放課後等デイサービスを実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第13条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(虐待の防止のための措置)

第14条 事業所は、利用者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、また虐待の防止に必要な措置を講じるとともに、虐待を受けている恐れがある場合にはただちに防止策を講じ区市町村へ報告する。

一 虐待防止に関する責任者の設置

- 二 苦情解決体制の整備
- 三 従業者に対する虐待防止啓発のための定期的な研修の実施
- 四 虐待防止対策検討委員会の定期的な開催

(感染症等の予防及びまん延の防止)

第15条 事業者は、事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じる。

- 一 感染症・食中毒予防のための対策検討委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 二 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- 三 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症予防のための訓練を定期的実施する。

(身体拘束等の禁止)

第16条 事業者は、指定児童発達支援及び指定放課後等デイサービスの提供に当たっては、障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

2 事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

3 事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

- 一 身体拘束等の適正化のための対策検討委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- 二 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- 三 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(適切な職場環境維持)

第17条 事業者は、適切な指定児童発達支援及び指定放課後等デイサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

(その他運営についての重要事項)

第18条 事業所は、従業者等の質的向上を図るため、研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後1カ月以内
- 二 継続研修 年1回以上
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

- 6 事業所は、障害児に対する個別支援の提供に関する諸記録を整備し、当該支援を提供した日から5年間保存するものとする。

附 則

この規程は、2022年5月26日から施行する。